日開催分) (令和

月月

年

日から

日まで

(ふりがな) とりはやしひるこ こうえんがい	政 治 🛭	団体の区分
1 政治団体の名称 栗林浩子俊援会	│ □ 政 党	□ 政治資金規正法第18条の2第
木州/07/1/102	口政 党 の 支 部	1項の規定による政治団体
17.11 12 1 27 19 1 19 1 19 1 19 1	口 政 治 資 金 団 体	口その他の政治団体
2主たる事務所山地県最上新取上町入子内町		口その他の政治団体の支部
2 主たる事務所山形県最上郡最上町下字向町の所在地 1630 番地		
	活 動 №	
3代表者の氏名 田色 耕太部	□ 2以上の都道府県の区域等	Ø 同一の都道府県の区域内
3代表者の氏名 田島 耕瓜郎		
	資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分
4会計責任者 海和 義雄	┃ □ 有	□ 政治資金規正法第19条の7第1項第
での氏名 一世代	Í 無	1号に係る国会議員関係政治団体
	公職の種類	□ 政治資金規正法第19条の7第1項第
	五 4成 6万 7至 · 及	2号に係る国会議員関係政治団体
事務担当者の氏名	│ 区 分 □現職 □候補者等 │	公職の候補者
粟林 浩子	資金管理団体	の 氏 名
来 <i>休 10 J</i>	の届出をした	公職の種類
	者の氏名	ム吸の性類
(電話)080-5573-4912		区 分 □現職 □候補者等
	資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する
	貝並日本四件の旧たの利用	特例の適用期間

年

年

令和

令和

月月

日から

日まで

令和

令和



収支の状況

1 収支の総括表

収 入 総 額	40 , 90 8
(前年からの繰越額)	908
(本年の収入額)	40, 000
支 出 総 額	40, 203
翌年への繰越額	705

2 収入項目別金額の内訳

(1)個人	の負担する党費又は会費	
金	額	40, 000
員	数	20 ^

(2)寄附					
ア 寄附(イを除く。)の区分		金	額		備考
				円	
(ア) 個人からの寄附				0	
(うち特定寄附)	(0)	
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ウ) 政治団体からの寄附				0	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)				0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	(0)	
イ 政党匿名寄附				0	
合計(アナイ)				0	

3 支出項目別金額の内訳

(1)支出の総括表		
項目	金額	備考
1 経 常 経 費	円	
(1)人 件 費	0	
(2)光 熱 水 費	0	
(3) 備品・消耗品費	6,380	
(4)事務所費	0	
小 計	6,380	
2 政治活動費		
(1)組織活動費	33,823	
(2)選挙関係費	0	
(3)機関紙誌の発行その他の事業費	0	
ア機関紙誌の発行事業費	0	
イ宣伝事業費	0	
ウ政治資金パーティー開催事業費	0	
エその他の事業費	D	
(4)調査研究費	0	
(5) 寄附・交付金	0	
(6) その他の経費	0	
小計	33.823	
合 計	40, 203	

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分組織沽動費 (大会費))			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の 氏名(団体にあっ ては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主 備 考 たる事務所の所在地)		
	円					
この頁の小計	0					
その他の支出	33, 823					
合 計						

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無					
	資産等の項目別区分	有	無	備考	
ア	土地		Ŋ		
1	建物		Ø		
ゥ	建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		Ø		
ェ	取得の価額が100万円を超える動産		Ø		
才	預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)		Ø		
カ	金銭信託		Ø		
+	有価証券		Ø		
ク	出資による権利		Ø		
ケ	貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		Ø		
⊐	支払われた金額が100万円を超える敷金		Ø		
サ	取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利		Ø		
シ	借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		Ø		

宣誓書

- 添付書類(別添のとおり)
- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 /2 日

政治団体の名称

栗林浩子後援会

会計責任者の氏名

海和 義雄

※代表者の氏名

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理 人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場 合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任 者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人 の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を 講ずる場合は、この限りでない。